$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正部
分
7.1

登録は、次に掲げる 第五十二条 法第四十八条第六項第三号の養成施設の登録は、次に掲げる 第五十二条 法第四十八条第六項第三号の養成施設の登録について準用 2 前項の規定は、令第九条第一項第四号の養成施設の登録について準用 する。	第五十二条 法第四十八条第六項第三号の養成施設の登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。  一・二 (略)  2 前項の規定は、令第二十一条の規定により登録の申請をしようとする者は、申請書に、住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄付行為及び登記申請書に、住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書)及び次の事項を記載した書面を添えて、当該登録に係る講習会の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項をその登録講習会の実施地の都道府県知事に届け出なければならない。  「の登録講習会の実施地の都道府県知事に届け出なければならない。」  「の登録講習会の実施地の都道府県知事に届け出なければならない。」  「中土」(略)
	改正案

に掲ける厚生労働大臣の権限は
地方厚生局長に委任する。

生労働大臣が第六号に掲げる権限(令第十八条 に掲げる厚生労働大臣の権限は、 地方厚生局長に委任する。 (令第九条第二項におい ただし、

厚

て準用する場合を含む。)に係るものに限る。)を自ら行うことを妨げ

(略)

<u>〈</u> 匹

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(略) ない。

五. 法第四十八条第六項第三号に規定する権限

六 令第十五条から第十九条まで(これらの規定を令第九条第二項にお

て準用する場合を含む。)に規定する権限

七 令第二十八条に規定する権限

八 令第二十九条に規定する権限

九 令第三十二条に規定する権限

+令第三十三条第一項に規定する権限

2 及び第六号に掲げる権限は、 法第七十条第二項及び令第四十一条第二項の規定により、 地方厚生支局長に委任する。 ただし 前項第五号 地方

厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。